

件 名	「(仮称)区教育・健全育成会議」の基本的な考え方(案)について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月～平成26年8月 「(仮称)区教育審議会」の設置に向け、制度内容を検討し、議会、関係部局等と協議 平成26年8月～9月 第3回市議会において、「(仮称)区教育・健全育成会議」の概要を提示 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族形態の変容、ライフスタイルの多様化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化により、家庭や地域の教育力低下が指摘されている。 社会全体で子どもの学びや成長を支えるために、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要。 変化の激しい社会環境の中、次代を担う子どもたちの育成に向けて、地域全体で連携・協力した取組が必要であるため、区役所と教育委員会事務局の連携が重要。
対応方針 今後の取組 (案)	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長・教育委員会共管の附属機関「(仮称)区教育・健全育成会議」を設置する。 「(仮称)区教育・健全育成会議」は、区域の教育・健全育成に関する施策の推進に必要な事項を調査審議し、課題解決に向けた提言・報告を行う。 区役所に相談窓口を開設し、学校園や保護者のニーズに対応する。 <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議事項(区域の教育・健全育成に係る課題の解決及び施策事業の推進に必要な事項) 委員(各区5名程度、任期2年、有識者及び教育・健全育成に識見を有する者) その他(区役所に教育相談窓口を開設) <p>【スケジュール(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月上旬～同月末 基本的な考え方(案)について、市民からの意見を募集(10月広報に掲載済) 平成26年11月 附属機関設置条例案を議会へ提案(12月制定) 平成27年4月 条例施行(各区に附属機関を設置)
効果の想定	区域の教育力の向上及び健全育成の充実
関係局との 政策連携	各区役所、市民人権局

『(仮称) 区教育・健全育成会議』の基本的な考え方(案)

教育委員会事務局
各 区 役 所
市 民 人 権 局

1. 設置の目的

変化の激しい社会環境の中、次代を担う子どもたちの育成のため、地域全体で、それぞれの立場において連携・協力した取組が必要である。

このため、本市では、区役所と教育委員会事務局が連携し、学校教育を取り巻く環境の整備を推進することで、ひいては地域全体で子どもの成長を支え、区域の教育力の向上及び健全育成の充実を図ることを目的とする。

2. 位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関(市長・教育委員会共管)

3. 役割

市長、教育委員会双方からの依頼や区役所相談窓口等を通じた課題に基づき、調査・審議を行い、提言・報告する。

運営については、教育委員会事務局も主体的に参画する。

4. 審議事項

設置目的に沿った、区域の教育・健全育成に係る課題の解決及び施策事業の推進に関すること

- ・家庭の教育力向上に関すること
- ・学校園の負担軽減に資する地域と連携した取組
- ・区域の実情に応じた非行防止・いじめ等の健全育成の取組

5. 委員

各区5名程度(任期2年)

有識者及び教育・健全育成に関し識見を有する者

※有識者の他、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教員OBなど

6. その他

区役所において、区民(保護者)、学校園を対象とした相談窓口を開設

7. 実施時期

平成27年度より実施